

平成30年度事業報告

はじめに

平成30年度、当協会は、交通事故のない安全、安心な湖国滋賀を実現するため、県民の交通安全意識の一層の高揚を図り、交通安全行動の実践に結びつけることを目的とした「平成30年度交通安全県民総ぐるみ運動」を積極的に取り組みました。

特に、

- ・ 高齢者及び子どもの交通事故防止
- ・ 歩行者及び自転車の安全確保
- ・ 生活に密着した身近な道路及び交差点における安全確保
- ・ 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・ 飲酒運転の根絶

を運動の重点とし、地域における自主的な交通安全を推進する中核として、関係機関及び団体と緊密に連携を図り、交通道德の普及高揚を図るとともに、交通秩序の確立と交通の安全、円滑の実現に寄与するための各種事業を積極的に推進しました。

第1 交通安全対策事業

| 実施項目 | 実施結果 |
|------------------------------------|--|
| 1 交通マナーと交通安全意識を高めるための街頭啓発事業の積極的な実施 | <p>1 交通安全指導及び広報・啓発活動の実施</p> <p>(1) 県民が交通法規を遵守し、正しい交通マナーの習慣づけを図るため、各期の交通安全運動や交通安全強調日に各種安全運動に取り組み、啓発用チラシ・啓発品の配布及び交通安全スローガンやのぼり旗を掲出し、広報・啓発活動を展開した。</p> <p>ア 各期の交通安全運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 春の全国交通安全運動 4月6日（金）～4月15日（日） 10日間 ・ 夏の交通安全県民運動 7月15日（日）～7月24日（火） 10日間 ・ 秋の全国交通安全運動 9月21日（金）～9月30日（日） 10日間 ・ 年末の交通安全県民運動 12月1日（土）～12月31日（月） 31日間 ・ 新入学（園）児の交通事故防止運動 平成31年3月15日（金）～4月15日（月） 32日間 <p>イ 年間を通じて実施した運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近江路交通マナーアップ運動 ・ ハイビーム切替え運動 ・ 前照灯早め点灯運動 <p>ウ 交通安全強調日における街頭啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月1日（1日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日） |

交通安全啓発日、自転車安全利用デー

- ・ 毎月15日
近畿交通安全日、高齢者交通安全の日
- ・ 毎月20日（20日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日）
シートベルト・チャイルドシート着用啓発日
- ・ 毎月25日（25日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日）
近江路交通マナーアップ啓発日
- ・ 毎月第4金曜日
飲酒運転根絶啓発日
飲酒運転について考える日

(2) 交通安全広報・啓発活動

各種広報媒体等を活用し、広報・啓発活動を実施した。

ア ラジオのスポット放送による広報

エフエム滋賀で年間190回放送

イ 機関紙「おうみの交通」による広報

年間4回、48,000部を発行

ウ チラシによる広報

各種啓発チラシを作成し、免許センターの来庁者に配付するとともに、街頭啓発及び各種交通安全教育時に活用し、交通安全意識の高揚を図った。

※全国交通安全運動チラシ、高齢者事故防止リーフレット、子どもの交通事故防止チラシ

エ 啓発資料等による広報

広報紙「人と車」を各地区交通安全協会窓口に配布、交通安全標語入りうちわ・ポケットティッシュ・カイロ等の配布

オ 協会ホームページ及びフェイスブック等による広報

協会ホームページ、フェイスブック及びツイッターを活用し、各種大会及び講習会の開催並びに各地区の活動状況の掲載及び広報啓発活動を実施

カ 交通安全反射材フェアの開催

9月9日(日)、西武ショッピングセンターで「きらり☆ピカッと交通安全反射材フェア」を開催

参加者：約400人（子ども免許証 約50枚発行）

キ デジタル案内表示板による啓発

運転免許センター及び米原サブセンターの免許更新申請者等に対し、デジタル案内表示板を利用した安全啓発の実施

2 交通安全教育コンクールの開催

11月26日(月)、滋賀県庁新館7階大会議室において「第9回滋賀県交通安全教育コンクール」を開催した。

(1) 参加チーム数 12地区 13チーム

(2) 優勝チーム 東近江警察署Aチーム

| | |
|--|---|
| | <p>(東近江警察署員 1 人、東近江地区交通安全協会 2 人)</p> <p>優勝した「東近江警察署 A チーム」は、平成31年 2 月 7 日(木)大阪府堺市の近畿管区警察学校で開催された近畿管区内交通安全教育コンクールに出場され敢闘賞を受賞された。</p> |
| <p>2 高齢者及び子どもを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の推進</p> | <p>1 子どもに対する交通安全対策</p> <p>「交通ルール守り隊(滋賀県自転車安全利用指導員)」及び各警察署、交通指導員などの関係機関と連携し、小学校等において交通安全教室を実施した。</p> <p>(1) 小・中・高等学校 …… 60校、延べ8,630人に実施 (自転車シミュレーターを活用)</p> <p>(2) 新入学(園)児に対する啓発活動の実施 延べ43回、24,052人に実施</p> <p>2 高齢者に対する交通安全対策</p> <p>(1) 反射材の使用促進 夜間における高齢者の歩行中や自転車乗車中の交通事故防止を図るため、反射材の普及と使用促進に努めた。</p> <p>(2) 高齢者交通安全教室の開催 「交通ルール守り隊(滋賀県自転車安全利用指導員)」による参加・体験・実践型の効果的な交通安全教室を開催した。 年間19回、延べ973人に実施</p> <p>(3) 高齢者交通安全の日の啓蒙 毎月15日の「高齢者交通安全の日」における広報啓発活動を強化し、交通事故防止を訴えた。</p> |
| <p>3 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進</p> | <p>1 自転車事故防止活動</p> <p>(1) 自転車教室の開催</p> <p>ア 「自転車安全5則」及び自転車通行の基本的な交通ルールを身に付けさせるため、交通安全資器材(自転車シミュレーター)を活用した出前型の自転車交通安全教室を開催した。</p> <p>イ 滋賀県で初開催のストライダー大会(ペダルなし自転車)会場で自転車教室を実施した。 6月2日(土)守山市内の大型商業施設 参加者約100人</p> <p>(2) 自転車の安全点検(TSマーク)の普及推進 自転車利用者をはじめ一般市民等に対し、TSマークの必要性や効果を訴えるなど、積極的な広報活動を展開した。</p> <p>(3) 自転車会員制度への加入促進 自転車利用者の安全運転意識の高揚及び自転車保険の加入促進を目的とする自転車会員制度の周知を図るため、県内すべての自動車教習所及び市・町並びに自転車販売店を訪問し、協力要請を実施、約15,000人が「滋賀のけんみん自転車保険制度」に加入</p> <p>(4) 自転車月間の推進</p> |

5月1日（火）から5月31日（木）までの1ヶ月間、自転車利用者に対する広報啓発活動を実施した。

(5) 「ビワイチ」に対する交通指導、誘導活動及び啓発活動の推進

「ビワイチ」参加者に対する自転車の安全利用啓発活動を「道の駅」において実施した。年間16回、延べ628人に実施

2 交通安全自転車大会の開催

(1) 交通安全子ども自転車滋賀県大会の開催

7月14日（土）、滋賀県立体育館において「第45回交通安全子ども自転車滋賀県大会」を開催した。

ア 参加校数・チーム数 12校・12チーム（48人）

イ 優勝校

甲賀市立大原小学校

優勝校の大原小学校は、8月8日（水）、東京都内で開催された全国大会（第53回）に出場した。

(2) 交通安全高齢者自転車大会の開催

10月18日（木）、守山市民体育館において「第14回交通安全高齢者自転車大会」を開催した。

参加者は、12地区の安協から、21チーム・84人で、安全走行と技能走行に挑戦した。

優勝 近江八幡Bチーム（近江八幡地区）

4 全席シートベルト・チャイルドシート着用及び反射材の普及活動の推進

1 広報啓発活動

年間を通じてラジオのスポット放送等による広報媒体を活用した広報活動を展開した。

2 シートベルト着用衝撃体験車等を活用した啓発

(1) シートベルト着用衝撃体験車等を活用した「交通ルール守り隊(滋賀県自転車安全利用指導員)」による出前型交通安全教室を開催した。

年間14回実施し、延べ846人が体験

(2) チャイルドシート無料貸出事業

貸出件数 700件

3 反射材の普及活動

(1) 反射材効果体験テント及びゴーグルライト等、反射材体験機器を利用した反射材の効果実験を実施し、反射材用品の普及、促進を図った。

(2) 免許窓口等に反射材見本を展示するとともに、反射材カタログ、啓発ビデオを備え、使用方法や効果を説明するなど普及促進を図った。

(3) ファッションナブル・ディレクターの委嘱

4月27日（金）、滋賀県警察本部において、反射糸を使った

| | |
|-----------------------------------|---|
| | <p>おしゃれな衣服、小物の製作を通して反射材の普及を図ろうと、交通安全協会長と県警交通部長が、裁縫教室や編み物教室の講師等12人に反射糸ファッションブル・ディレクターを委嘱した。</p> |
| 5 飲酒運転の根絶を図るための「ハンドルキーパー運動」等の普及促進 | <p>1 広報啓発活動の推進 毎月第4金曜日の「飲酒運転根絶啓発日」及び「飲酒運転について考える日」等を中心とした街頭・啓発活動を展開した。</p> <p>2 ハンドルキーパー運動の推進 飲酒運転根絶のため、チラシを作成するなど、「ハンドルキーパー運動」を普及促進し、県民に浸透定着を図った。</p> <p>3 飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通教室の開催</p> |
| 6 交通安全推進出前講座の充実 | <p>交通安全教育チーム「交通ルール守り隊(滋賀県自転車安全利用指導員)」の活動を強化した。</p> <p>(1) 企業・地域に対する交通安全講座を開催した。 年間26回、延べ2,642人に実施</p> <p>(2) 大津保護観察所の交通短期保護観察集団処遇に対する講師を派遣した。年間11回派遣</p> |
| 7 二輪車事故防止のための講習会等の開催及び指導員の育成 | <p>1 二輪車安全講習等の実施</p> <p>(1) ワンデースクールの開催(会場:運転免許センター) 年間8回、225人が参加</p> <p>(2) 二輪車安全運転滋賀県大会の開催(会場:運転免許センター) 5月12日(土)、30人が参加</p> <p>(3) グッドライダーミーティングの開催(会場:運転免許センター) 年間2回、39人が参加</p> <p>2 二輪車安全運転指導員の指導・育成 平成31年1月24日(木)、運転免許センターにおいて原付講習指導員研修会を開催した。</p> |
| 8 交通安全活動推進センター事業の推進 | <p>1 滋賀県公安委員会指定の「滋賀県交通安全活動推進センター」において次の事業を推進した。</p> <p>(1) 交通事故に関する相談 15件</p> <p>(2) 地域交通安全活動推進委員委嘱式及び研修会の開催 平成31年2月13日(水)、滋賀県男女共同参画センターで実施</p> <p>2 道路使用許可条件履行状況調査業務 大津及び草津警察署長から受託を受けている道路使用許可条件履行状況調査については、現地調査を適正に実施し、許可条件履行状況について不相当と認めた120件について、それぞれの警察</p> |

署に通報、または現場において注意改善を求めた。
取扱件数

| | 大津 | 草津 | 計 |
|--------|--------|--------|--------|
| 平成30年度 | 1,636件 | 1,262件 | 2,898件 |
| 平成29年度 | 1,662件 | 1,263件 | 2,925件 |
| 増減 | - 26件 | - 1件 | - 27件 |

9 交通安全功労者・
団体及び優良運転者
等に対する表彰の適
正具申

1 交通荣誉章緑十字金章等の表彰

交通荣誉章緑十字金章、銀章及び交通安全優良団体表彰などに
上申を行い、平成31年1月17日(木)、東京都内で開催された第59回
交通安全国民運動中央大会本会議において次のとおり表彰された。

| 表彰種別 | 表彰区分 | 人員・団体数 |
|----------------|---------|-----------|
| 交通荣誉章緑十字金章 | 交通安全功労者 | 1人 |
| | 優良運転者 | 1人 |
| 交通荣誉章緑十字銀章 | 交通安全功労者 | 2人 |
| | 優良運転者 | 2人 |
| 交通安全優良団体 | | 1団体 |
| 交通安全優良学校 | | 1団体 |
| 優良交通安全協会(地区協会) | | 1団体 |
| 計 | | 6人 3団体 |

※1 緑十字金章及び緑十字銀章は、警察庁長官と一般財団法人
全日本交通安全協会会長の連名表彰で、受賞者の配偶者には
一般財団法人全日本交通安全協会会長から「感謝状」が贈呈
された。

※2 優良団体・優良学校・優良交通安全協会表彰については、
一般財団法人全日本交通安全協会会長から表彰された。

※3 交通安全国民運動中央大会第1日目(平成31年1月16日)
分科集会の交通安全教育部会において、本県の横江会長が
議長を務めた。

※4 交通安全国民運動中央大会第2日目(平成31年1月17日)
本会議の表彰式において、本県の綾井考子さんが交通安全
功労者・優良安全運転管理者受賞者の代表として交通荣誉章
「緑十字銀章」を授賞された。

2 近畿管区警察局長、近畿交通安全協会協議会会長表彰の伝達

| 表彰種別 | 表彰区分 | 表彰人員 |
|------------------------------|---------|------|
| 管区警察局長・近畿交通安全 協会協議会会長(連名) | 交通安全功労者 | 5人 |
| | 優良運転者 | 12人 |

| | | |
|--------------------|--|--|
| | 計 | 17 人 |
| 10 交通安全推進大会 の開催 | ※ 滋賀県交通安全推進大会において伝達した。 | |
| | 滋賀県警察本部長と滋賀県交通安全協会会長表彰（連名表彰） 平成30年9月7日（金）、守山市民ホールにおいて、滋賀県、警察本部、安全運転管理者協会との共催による「交通安全推進大会」で交通安全功労者等に対する表彰を行った。 | |
| | 表 彰 種 別 | 表 彰 区 分 |
| | 警察本部長 県交通安全協会会長 （連名） | 交通安全功労者 優良運転者 |
| | 県交通安全協会会長 | 交通安全功労者 優良運転者 交通安全功労団体 |
| 計 | | 人員・団体数 42 人 72 人 74 人 133 人 9 団体 321 人 9 団体 |
| | ※ 上記連名表彰受賞者のうち交通安全功労者・優良運転者については、併せて全日本交通安全協会会長からの交通安全栄誉章緑十字銅章が伝達された。 | |

第2 地区交通安全協会独自の交通安全対策事業への支援

| 実 施 項 目 | 実 施 細 目 |
|--------------------|---|
| 地域に密着した交通安全啓発活動の推進 | <p>県交通安全協会から活動交付金を交付し、各自治体の補助金並びに地区の賛助会費等の地区独自財源と合わせて、地域に密着した交通安全対策事業の積極的な推進を支援した。</p> <p>(1) 各期交通安全運動、交通安全強調日等における各地区ボランティア指導員による交通立番、街頭啓発活動</p> <p>(2) 親しまれる手作り啓発品による街頭啓発</p> <p>(3) 新入学（園）児に対する交通安全グッズのプレゼント</p> <p>(4) 各地区協会女性部等による高齢者宅訪問指導の実施</p> <p>(5) 交通パトロール隊による巡回広報指導活動</p> <p>(6) 各地区交通指導員による幼稚園、小学校、老人クラブ等での出前講座の実施</p> <p>(7) 交通危険箇所への飛び出し防止看板やストップシートの設置活動</p> <p>(8) 各地区支部役員によるふれあい祭り等への参画、自治会、町内行事へ出向いた交通安全啓発活動の実施</p> <p>(9) 大型量販店駐輪場等での自転車安全利用の呼びかけ</p> <p>(10) 地元酒類提供店に対する「ハンドルキーパー運動」への協力</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>依頼</p> <p>(11) 各地区における交通安全功労者、優良運転者、交通安全功労団体の表彰</p> <p>(12) 子ども及び高齢者交通安全自転車大会地区大会の開催</p> |
|--|---|

第3 受託事業

| 実施項目 | 実施結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|----------|----------|--------|-----|--------|----------|----------|----------|-------|--------|--------|-----|---------|--------|--------|---------|---------|-------|-------|---------|---------|-------|-------|------|-------|--------|--------|-----|---|---------|---------|----------|
| 1 運転免許関係業務 | <p>運転免許関係事務委託事業の適正執行</p> <p>運転免許関係事務委託の11項目（更新・再交付・記載事項変更・国外免許・新規併記・原付・仮免許・特定失効・限定解除・申請取消・経歴証明）について、委託契約書等に基づき適正に事業を履行した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成30年度</th> <th>平成29年度</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更 新</td> <td>198,045件</td> <td>205,237件</td> <td>- 7,192件</td> </tr> <tr> <td>再 交 付</td> <td>536</td> <td>373</td> <td>163</td> </tr> <tr> <td>記載事項変更</td> <td>53,165</td> <td>56,860</td> <td>- 3,695</td> </tr> <tr> <td>国 外 免 許</td> <td>3,341</td> <td>6,164</td> <td>- 2,823</td> </tr> <tr> <td>新 規 併 記</td> <td>2,126</td> <td>2,190</td> <td>- 64</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>16,363</td> <td>15,762</td> <td>601</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>273,576</td> <td>286,586</td> <td>- 13,010</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 平成30年度 | 平成29年度 | 増 減 | 更 新 | 198,045件 | 205,237件 | - 7,192件 | 再 交 付 | 536 | 373 | 163 | 記載事項変更 | 53,165 | 56,860 | - 3,695 | 国 外 免 許 | 3,341 | 6,164 | - 2,823 | 新 規 併 記 | 2,126 | 2,190 | - 64 | そ の 他 | 16,363 | 15,762 | 601 | 計 | 273,576 | 286,586 | - 13,010 |
| 区 分 | 平成30年度 | 平成29年度 | 増 減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 更 新 | 198,045件 | 205,237件 | - 7,192件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再 交 付 | 536 | 373 | 163 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 記載事項変更 | 53,165 | 56,860 | - 3,695 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国 外 免 許 | 3,341 | 6,164 | - 2,823 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新 規 併 記 | 2,126 | 2,190 | - 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そ の 他 | 16,363 | 15,762 | 601 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 273,576 | 286,586 | - 13,010 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 運転免許更新及び違反者講習通知事務 | <p>1 免許更新通知事務</p> <p>免許更新通知はがきが確実に更新対象者に郵送されるよう通知はがきの記載内容の確認と、住所地を変更した場合の手続き等について各種講習時や広報媒体等を通じて周知を図るなど、通知事務の適正を図った。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成30年度</th> <th>平成29年度</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免許更新通知</td> <td>205,428件</td> <td>214,985件</td> <td>- 9,557件</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 違反者講習通知事務</p> <p>講習通知書の住所、氏名の点検、講習実施日の指定等の事務について適正に処理した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成30年度</th> <th>平成29年度</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>違反者講習通知</td> <td>484 件</td> <td>562 件</td> <td>- 78 件</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 平成30年度 | 平成29年度 | 増 減 | 免許更新通知 | 205,428件 | 214,985件 | - 9,557件 | 区 分 | 平成30年度 | 平成29年度 | 増 減 | 違反者講習通知 | 484 件 | 562 件 | - 78 件 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 平成30年度 | 平成29年度 | 増 減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 免許更新通知 | 205,428件 | 214,985件 | - 9,557件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 平成30年度 | 平成29年度 | 増 減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 違反者講習通知 | 484 件 | 562 件 | - 78 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3 講習事業

1 停止処分者講習

県安全運転学校（運転免許センター内）において、次のとおり講習を実施した。

| 区 分 | | 平成30年度 | 平成29年度 | 増 減 |
|-----|------|---------|---------|---------|
| 短期 | 実施回数 | 144 回 | 143 回 | 1 回 |
| | 受講者数 | 991 人 | 1,209 人 | - 218 人 |
| 中期 | 実施回数 | 51 回 | 51 回 | 0 回 |
| | 受講者数 | 162 人 | 182 人 | - 20 人 |
| 長期 | 実施回数 | 42 回 | 47 回 | - 5 回 |
| | 受講者数 | 145 人 | 173 人 | - 28 人 |
| 計 | 実施回数 | 237 回 | 241 回 | - 4 回 |
| | 受講者数 | 1,298 人 | 1,564 人 | - 266 人 |

2 違反者講習

県安全運転学校（運転免許センター内）において、次のとおり講習を実施した。

| 区 分 | | 平成30年度 | 平成29年度 | 増 減 |
|----------|------|--------|--------|---------|
| 社会 参加 | 実施回数 | 49 回 | 48 回 | 1 回 |
| | 受講者数 | 223 人 | 290 人 | - 67 人 |
| 実車 | 実施回数 | 96 回 | 97 回 | - 1 回 |
| | 受講者数 | 227 人 | 271 人 | - 44 人 |
| 計 | 実施回数 | 145 回 | 145 回 | 0 回 |
| | 受講者数 | 450 人 | 561 人 | - 111 人 |

3 原付講習

県から委託を受けている原付講習は、公安委員会の定める実施基準に基づき適正に実施した。

| 区 分 | 平成30年度 | 平成29年度 | 増 減 |
|------|--------|---------|--------|
| 講習日数 | 97 日 | 99 日 | - 2 日 |
| 受講者数 | 932 人 | 1,026 人 | - 94 人 |

4 高齢者講習

運転免許センター内において、次のとおり講習を実施した。

| 区 分 | | 平成30年度 | 平成29年度 | 増 減 |
|----------------|------|------------------------------------|--------|--------|
| 75歳 | 実施回数 | 81 回 | 106 回 | - 25 回 |
| 未満 | 受講者数 | 568 人 | 569 人 | - 1 人 |
| 75歳 以上 | 実施回数 | 短期 142 回 長期 38 回 計 180 回 | 166 回 | 14 回 |
| | 受講者数 | 短期1,046 人 長期 216 人 計 1,262 人 | 595 人 | 667 人 |
| 認知 機能 検査 | 実施回数 | 106 回 | 64 回 | 42 回 |
| | 受検者数 | 1,414 人 | 822 人 | 593 人 |

4 自転車安全利用指導業務

平成28年2月26日施行の「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づいて、滋賀県知事より委嘱を受けた「滋賀県自転車安全利用指導員(8名)」による自転車交通安全教室を始め、自転車の安全で適正な利用に関する広報・啓発活動等を実施した。

第4 収益事業

| 実施項目 | 実施結果 | | | | |
|---------------------|---------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|-----|
| 1 警察事務手数料収入証紙売り捌き事業 | 証紙売りさばき額は、次のとおりである。 | | | | |
| | 売り捌き額 | 平成30年度 | 平成29年度 | 増 減 | |
| | 運転免許センター | 621,519,360円 | 636,021,980円 | - 14,502,620円 | |
| | 各 警 察 署 | 548,853,890円 | 601,264,050円 | - 52,410,160円 | |
| | 計 (税込手数料) | 1,170,373,250円 (25,280,054円) | 1,237,286,030円 (26,725,367円) | - 66,912,780円 (-1,445,313円) | |
| 2 貸車事業 | 利用実績は、次のとおりである。 | | | | |
| | 区分 | 項 目 | 平成30年度 | 平成29年度 | 増 減 |
| | 路上 | 件 数 | 277件 | 240件 | 37件 |

| | | | | |
|-----|----|------------|------------|----------|
| 普通 | 金額 | 221,600円 | 216,000円 | 5,600円 |
| 場内 | 件数 | 2,247件 | 1,945件 | 302件 |
| | 金額 | 3,258,150円 | 3,014,750円 | 243,400円 |
| 全二種 | 件数 | 0件 | 0件 | |
| | 金額 | 0円 | 0円 | |
| 大型 | 件数 | 144件 | 98件 | 46件 |
| | 金額 | 410,400円 | 303,800円 | 106,600円 |
| 路上 | 件数 | 70件 | 55件 | 15件 |
| | 金額 | 175,000円 | 145,750円 | 29,250円 |
| 合計 | 件数 | 2,738件 | 2,338件 | 400件 |
| | 金額 | 4,065,150円 | 3,680,300円 | 384,850円 |

3 運転免許申請用写真事業

利用実績は、次のとおりである。

| 区 分 | 平成30年度 | 平成29年度 | 増 減 |
|----------|--------|--------|-----|
| 運転免許センター | 7,085件 | 7,057件 | 28件 |
| 各 警 察 署 | 1,503 | 1,498 | 5 |
| 計 | 8,588 | 8,555 | 33 |

4 運転免許証郵送事業

利用実績は、次のとおりである。

| 区 分 | 平30年度 | 平成29年度 | 増 減 |
|---------|--------|--------|-------|
| 郵 送 事 業 | 3,763件 | 3,884件 | -121件 |

5 交通安全用品等の販売、斡旋事業

県及び各地区において、各種の反射材や高齢者・初心者マーク等を斡旋した。

| 区 分 | 点 数 | 売却金額 |
|--------|-------|------------|
| 反 射 材 | 80 点 | 20,893円 |
| 高齢者マーク | 310 点 | 228,200円 |
| 初心者マーク | 20 点 | 10,000円 |
| そ の 他 | 437 点 | 1,510,762円 |

| | | | |
|--|---|-------|------------|
| | 計 | 847 点 | 1,769,855円 |
|--|---|-------|------------|

第5 協会活動への理解、協力を深める諸活動

| 実施項目 | 実施細目 | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|----------|-----|------------------------------|---|--------------------------------------|---|-------------------------------------|---|-----------------------|---|
| 1 評議員会、理事会の開催 | <p>1 評議員会、理事会の開催 次のとおり開催し、事業計画等重要案件について審議が行われた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催年月日、場所</th> <th>議 題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年6月4日 理事会 於：琵琶湖ホテル</td> <td> 議案 1 「平成29年度事業報告の承認」の件 2 「平成29年度収支決算の承認」の件 3 「公益財団法人滋賀県交通安全協会職員就業規則等の規程の一部改正」の件 4 「定時評議員会に提出する役員等候補者名簿の承認」の件 5 「定時評議員会の開催日時及び場所並びに提出案件」の件 報告事項 1 執行役員の職務執行状況 2 交通安全協会入会状況 </td> </tr> <tr> <td>平成30年6月22日 評議員会 於：びわこ大津プリンスホテル</td> <td> 議案 1 「平成29年度事業報告の承認」の件 2 「平成29年度収支決算の承認」の件 3 「評議員、理事及び監事の選任」の件 報告事項 1 交通安全協会加入状況について 2 自転車保険制度案内チラシについて </td> </tr> <tr> <td>平成30年6月22日 理事会 於：びわこ大津プリンスホテル</td> <td> 議案 1 「会長及び副会長等の選任」の件 2 「副会長の順序」の件 報告事項 ○ 公益財団法人滋賀県交通安全協会専門部会設置要綱」の件 </td> </tr> <tr> <td>平成30年10月29日 みなし理事会</td> <td> 議案 1 「公益財団法人滋賀県交通安全協会職員就業規則の一部改正」の件 2 「公益財団法人滋賀県交通安全協会臨 </td> </tr> </tbody> </table> | 開催年月日、場所 | 議 題 | 平成30年6月4日 理事会 於：琵琶湖ホテル | 議案 1 「平成29年度事業報告の承認」の件 2 「平成29年度収支決算の承認」の件 3 「公益財団法人滋賀県交通安全協会職員就業規則等の規程の一部改正」の件 4 「定時評議員会に提出する役員等候補者名簿の承認」の件 5 「定時評議員会の開催日時及び場所並びに提出案件」の件 報告事項 1 執行役員の職務執行状況 2 交通安全協会入会状況 | 平成30年6月22日 評議員会 於：びわこ大津プリンスホテル | 議案 1 「平成29年度事業報告の承認」の件 2 「平成29年度収支決算の承認」の件 3 「評議員、理事及び監事の選任」の件 報告事項 1 交通安全協会加入状況について 2 自転車保険制度案内チラシについて | 平成30年6月22日 理事会 於：びわこ大津プリンスホテル | 議案 1 「会長及び副会長等の選任」の件 2 「副会長の順序」の件 報告事項 ○ 公益財団法人滋賀県交通安全協会専門部会設置要綱」の件 | 平成30年10月29日 みなし理事会 | 議案 1 「公益財団法人滋賀県交通安全協会職員就業規則の一部改正」の件 2 「公益財団法人滋賀県交通安全協会臨 |
| 開催年月日、場所 | 議 題 | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月4日 理事会 於：琵琶湖ホテル | 議案 1 「平成29年度事業報告の承認」の件 2 「平成29年度収支決算の承認」の件 3 「公益財団法人滋賀県交通安全協会職員就業規則等の規程の一部改正」の件 4 「定時評議員会に提出する役員等候補者名簿の承認」の件 5 「定時評議員会の開催日時及び場所並びに提出案件」の件 報告事項 1 執行役員の職務執行状況 2 交通安全協会入会状況 | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月22日 評議員会 於：びわこ大津プリンスホテル | 議案 1 「平成29年度事業報告の承認」の件 2 「平成29年度収支決算の承認」の件 3 「評議員、理事及び監事の選任」の件 報告事項 1 交通安全協会加入状況について 2 自転車保険制度案内チラシについて | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月22日 理事会 於：びわこ大津プリンスホテル | 議案 1 「会長及び副会長等の選任」の件 2 「副会長の順序」の件 報告事項 ○ 公益財団法人滋賀県交通安全協会専門部会設置要綱」の件 | | | | | | | | | | |
| 平成30年10月29日 みなし理事会 | 議案 1 「公益財団法人滋賀県交通安全協会職員就業規則の一部改正」の件 2 「公益財団法人滋賀県交通安全協会臨 | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| | <p>時職員就業規則の一部改正」の件</p> <p>3 「公益財団法人滋賀県交通安全協会職員給与規程の一部改正」の件</p> |
| <p>平成31年3月6日 理事会 於：滋賀県トラック総合会館</p> | <p>議案</p> <p>1 「公益財団法人滋賀県交通安全協会会員等に関する規程」の一部改正について</p> <p>2 「公益財団法人滋賀県交通安全協会専門部会設置要綱」の一部改正について</p> <p>3 「公益財団法人滋賀県交通安全協会会員拡大功勞事務所に対する表彰要領」の一部改正について</p> <p>4 「公益財団法人滋賀県交通安全協会プレゼント制度規程」の一部改正について</p> <p>5 「2019年度公益財団法人滋賀県交通安全協会事業計画書」の承認について</p> <p>6 「2019年度公益財団法人滋賀県交通安全協会収支予算書」の承認について</p> <p>7 「資金調達及び設備投資の見込について」の承認について</p> <p>8 「臨時評議員会へ提出する理事選任候補者名簿」の承認について</p> <p>9 「臨時評議員会の開催日時及び場所並びに提出案件」について</p> <p>報告事項 執行役員の職務執行状況の報告</p> |
| <p>平成31年3月27日 評議員会 於：琵琶湖ホテル</p> | <p>議案</p> <p>1 「2019年度公益財団法人滋賀県交通安全協会事業計画書」の承認について</p> <p>2 「平2019年度公益財団法人滋賀県交通安全協会収支予算書」の承認について</p> <p>3 「資金調達及び設備投資の見込」の承認について</p> <p>4 「理事の選任」について</p> <p>報告事項</p> <p>1 各規程等の改正について</p> <p>2 警察署における更新時講習割当について</p> <p>3 交通安全協会加入状況について</p> <p>4 執行役員の職務執行状況について</p> |

2 専門部会の開催

| | |
|-------------------|---|
| | <p>公益財団法人として真に県民から支持される交通安全協会の確立を図ることを目的に、各種の問題・課題について検討された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員拡大検討部会 2回 ・ 県協会と地区協会のあり方検討部会 1回 |
| | <p>3 業務執行理事会議の開催 協会の円滑かつ効率的な業務執行を行うため、業務執行理事による協議が行われた。 年間7回開催</p> |
| | <p>4 地区交通安全協会会長連絡協議会の開催 平成30年10月10日、クサツエストピアホテルにおいて開催し、会員拡大方策に係る滋賀県交通安全協会の会員募集チラシの見直し等が検討された。</p> |
| 2 情報開示の実施 | <p>協会ホームページを活用して、交通安全協会の組織や活動状況、財務状況を公開し、透明性を確保するとともに公益財団法人としての活動に理解と協力が得られるように随時更新を行った。 平成30年度中の情報開示請求はなかった。</p> |
| 3 個人情報の取扱い | <p>日常業務で取扱う個人情報を適正に保管や業務上知り得た個人情報の保秘について指導を強化したため、この種の苦情、トラブル等の発生は無かった。</p> |
| 4 職員研修の実施 | <p>平成31年1月19日（土）クサツエストピアホテルにおいて、窓口職員48人を対象とした職員研修会を開催した。 また、地域の人権研修会や全日本交通安全協会等が開催する各種研修会に職員を派遣するなどして、職員の能力、技能の向上、職務倫理及び法令遵守の徹底を図った。</p> |
| 5 健全な財政基盤と組織体制の確立 | <p>1 会員の拡大</p> <p>(1) 免許更新者に対する親切な接遇 更新窓口の案内表示を分かりやすく明示するとともに、迅速・親切な窓口業務を推進した。 また、センター更新者に対しても会場案内体制を強化するとともに、窓口担当者の教養を強化して適正・迅速な更新業務を推進して利用者の利便を図った。</p> <p>(2) 会員特典の周知徹底 協会入会者に対する「チャイルドシートの無料貸出し」及び「入会者へのプレゼント制度」並びに「入院見舞金制度」等の各種メリットがある制度についてホームページや協会広報紙で周知を図るとともに、協会活動への理解と支援拡大に努めた。</p> <p>(3) 積極的な活動広報 運転免許センターの窓口に設置された液晶モニターに自転車事</p> |

| | |
|------------------|---|
| <p>6 勤務意欲の向上</p> | <p>故防止等に関する活動の広報を行うとともに、会員加入の促進に関する広報を実施した。</p> <p>2 交通安全啓発品の販売促進 受験のための交通関係教本や高齢者マーク、反射シール等の交通安全啓発品の販売促進に努めた。</p> <p>3 健全な組織体制の確立 事務負担等に応じた職員の適正配置及び適正処遇を推進し、事務の合理化、効率化を推進した。</p> <p>4 活動を支える人材の育成 地域に根ざした交通安全活動を積極的に推進するため、専門部会等でボランティアの確保と後継者の育成等を検討した。</p> <p>1 健全な組織体制の確立 各種教養をとおして、全職員に交通安全協会の現状を認識させ危機意識を保持させるとともに、顕彰を行い勤務意欲の向上を図った。</p> <p>2 各種表彰 (1) 近畿管内優良交通安全協会職員表彰の上申・受賞者3人（県安協職員） (2) 会員拡大功勞事務所に対する表彰 会員拡大に功勞のあった事務所に対する表彰を実施した。 ア 上期・・・守山、木之本各事務所 イ 下期・・・甲賀、彦根、米原各事務所</p> |
|------------------|---|